

窓口	戸籍住民課（1階）	054-287-8611
(6)	<p>市内で転居したとき ※転居してから14日以内に戸籍住民課に異動届を提出してください。 (住み始める前では受付できません)</p>	<p>【届出人】本人（15歳以上）または新旧住所の同一世帯員 法定代理人（成年後見人、親権者【異動する人が15歳未満の場合】等） 任意代理人（委任者本人が記入した委任状をお持ちの方）</p> <p>【持ち物】  <input type="checkbox"/>本人確認書類（運転免許証、パスポート等）  <input type="checkbox"/>マイナンバーカード（お持ちの方）  <input type="checkbox"/>外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書  <input type="checkbox"/>委任状（任意代理人が届出する場合、委任者本人が記入したもの）  <input type="checkbox"/>成年被後見人の登記事項証明書（法定代理人の場合、その資格がわかるもの）</p> <p>【マイナンバーカードをお持ちの方】      ・マイナンバーカードの住所変更はカード交付時に設定した4桁の暗証番号が必要です。      ・署名用電子証明書を引き続き使用する場合は、原則本人による手続きが必要となります。</p>
	公立小・中学校に転校する場合	<p>戸籍住民課で転学通知書を交付します。（転学通知書は、今まで通学していた学校に持つて行き、その後転校する学校へ届けてください。） ※今まで通学していた学校へ引き続き通学を希望する場合は、職員に申し出てください。 問合せ先【教育委員会事務局 児童生徒支援課 054-354-2377】</p>
<p>家庭ごみの出し方や収集日については収集業務課（静岡庁舎 新館13階 054-221-1365）へお問合せください。</p>		

窓口	障害者支援課（1階）
	<p>身体障害者手帳を持っている人が転居した場合</p>
	<p>【届出人】本人、家族、親族 【持ち物】<input type="checkbox"/>身体障害者手帳 問合せ先【支援係 054-202-5818】</p>
	<p>療育手帳を持っている人が転居した場合</p>
	<p>【届出人】本人、家族、親族 【持ち物】<input type="checkbox"/>療育手帳 問合せ先【支援係 054-202-5818】</p>
	<p>精神障害者保健福祉手帳を持っている人が転居した場合</p>
	<p>【届出人】本人、家族、親族 【持ち物】<input type="checkbox"/>精神障害者保健福祉手帳 問合せ先【給付係 054-287-8690】</p>
(15)	<p>自立支援医療（精神通院） 自立支援医療（更生医療） を受給している人が転入した場合</p>
	<p>【届出人】本人、家族、親族 【持ち物】<input type="checkbox"/>自立支援医療受給者証 問合せ先【精神通院：給付係 054-287-8690】 【更生医療：支援係 054-202-5818】</p>
	<p>重度心身障害者医療費助成を受けている人が転居した場合</p>
	<p>【届出人】本人、家族、親族 【持ち物】<input type="checkbox"/>受給者証 問合せ先【支援係 054-202-5818】</p>
	<p>特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している人が転居した場合</p>
	<p>【届出人】本人、家族、親族 問合せ先【支援係 054-202-5818】</p>
	<p>障害福祉サービスを利用している人が転居した場合</p>
	<p>【届出人】利用者又はその依頼を受けた方 【持ち物】<input type="checkbox"/>障害福祉サービス受給者証（施設入所している障害児は除く） 問合せ先【給付係 054-287-8690】</p>

窓口	保険年金課（2階）	
⑳	国民健康保険の加入者が転居した場合 または国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主が転居した場合	「資格確認書」を持参してください。（「資格情報のお知らせ」はなくても可） 戸籍住民課での転居手続後に、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します。  【持ち物】 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証、パスポート等） <input type="checkbox"/> 「マイナンバーカード」または「通知カード」（お持ちの方） <input type="checkbox"/> 転居する方の「資格確認書」 ※世帯主が転居する場合、世帯の加入者全員の「資格確認書」を持参してください。（マイナ保険証の登録があり「資格情報のお知らせ」が交付されている場合、「資格情報のお知らせ」はなくても問題ありません。）引き続き、旧住所に加入者が残る場合は、記号番号や世帯主名等を変更します。 <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方） <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証（お持ちの方）  問合せ先【保険第1、第2係 054-287-8621】
㉑	後期高齢者医療制度の加入者（75歳以上または一定の障害があると認定を受けた65歳以上75歳未満の方）が転居した場合	戸籍住民課での転居手続後、後期高齢者医療制度の案内を受けてください。 「資格確認書」を、新住所宛てに後日郵送します。  【持ち物】 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証（または後期高齢者医療資格確認書） <input type="checkbox"/> 「限度額適用・標準負担額減額認定証」（お持ちの方） <input type="checkbox"/> 「特定疾病療養受療証」（お持ちの方）  問合せ先【後期高齢者医療制度担当 054-287-8612】
㉒	【年金加入者】 国民年金の加入者が転居した場合	・マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方であれば、原則住所変更に関する届出は不要です。 ・マイナンバーと基礎年金番号の結びつきの状況については、年金事務所へお問合せください。 【静岡年金事務所：054-203-3707】  ・国民年金保険料の納付書は、全国の金融機関やコンビニ等で引き続き使用できます。
	【年金受給者】 老齢年金、障害年金、遺族年金などの受給者が転入した場合  60歳以上で、まだ年金を受給していない方が転入した場合	・マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方であれば、原則住所変更に関する届出は不要です。 ・マイナンバーと基礎年金番号の結びつきの状況については、年金事務所へお問合せください。 【静岡年金事務所：054-203-3707】  ・共済年金や企業年金を受給されている方は、各機関にお問合せください。

窓口	駿河税務センター（2階）	054-287-8669
㉓	原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカーの所有者が転居した場合	特に届出の必要はありません。新しい住所（お名前）での標識交付証明書が必要な場合は、下記をお持ちいただき、再発行の手続きをしてください。  【持ち物】 <input type="checkbox"/> 標識交付証明書（残っている場合） <input type="checkbox"/> 窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
	原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカー以外の問合わせについては下記にお願いします。	
	バイク（125cc超～）と普通自動車	【静岡運輸支局検査登録担当 050-5540-2050】
	軽三輪・軽四輪車（660ccまで）	【軽自動車検査協会静岡事務所 050-3816-1776】

窓口	子育て支援課（2階）1/2	
㉔	児童手当受給者及び対象児童、算定対象となる児童の兄姉（18歳以上22歳以下）が転居した場合	【届出人】 受給者  ※詳しくは子育て支援課給付係へお問合せください。  問合せ先【給付係 054-287-8674】

窓口	子育て支援課（2階）2/2
(24)	児童扶養手当受給者及び受給対象 児童が転居した場合
	【届出人】受給者 【持ち物】□児童扶養手当証書 ※持ち物は事情により異なりますので詳しくは、子育て支援課給付係へお問合せください。 問合せ先【給付係 054-202-5815】
	ひとり親家庭等医療費助成金受給者 及び対象児童が転居した場合
	【届出人】受給者 【持ち物】□ひとり親家庭等医療費助成金受給者証 ※持ち物は事情により異なりますので詳しくは、子育て支援課給付係へお問合せください。 問合せ先【給付係 054-202-5815】
(25)	子ども医療費受給者証を持っている子 どもが転居した場合
	【届出人】保護者 【持ち物】□子ども医療費受給者証、子どもの加入医療保険情報が分かるもの（コピー可） 問合せ先【給付係 054-287-8674】
(26)	こども園等に通園（申込）している児 童・父母及び同居家族が転居した場 合
	【届出人】保護者 ※記載事項変更届を提出していただきます。 問合せ先【入園係 054-287-8673】

窓口	高齢介護課（2階）	介護保険係 054-287-8679
(25)	介護保険被保険者証を持っている人が 転居した場合	【届出人】本人または家族 【持ち物】□介護保険被保険者証 □（お持ちの方）介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証 社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証 問合せ先【介護保険係 054-287-8679】

窓口	お客様サービス課（3階）	上下水道お客様サービスセンター 054-251-1132
	水道・下水道の使用を始めるとき 井戸水をご使用で公共下水道に排水している世 帯に人数の変更があるとき	電話または水道使用開始・中止等申し込みフォームからお申し込みください。 連絡先 【上下水道お客様サービスセンター電話 054-251-1132】 受付時間 月曜～金曜（祝日・12/29～1/3を除く）午前8時30分～午後7時 ※ただし3、4月は、土・日・祝日の午前8時30分～午後5時も受け付けます。 水道使用開始・中止等申し込みフォーム <a href="https://logoform.jp/form/79j2/448554">https://logoform.jp/form/79j2/448554</a>
	口座振替納付をご利用する場合	金融機関の窓口でお申し込みください。 【持ち物】□お客様番号の分かる「水道（下水道）使用水量等のお知らせ」等 □通帳 □お届け印 ※静岡銀行、清水銀行、しづおか焼津信用金庫、静清信用金庫、ゆうちょ銀行、清水農業協同組 合、静岡市農業協同組合からの口座振替をご希望の場合には、お客様サービス課窓口でお申し込みも 可能です。 【持ち物】□対象金融機関のキャッシュカード □顔写真付きの本人確認書類 □使用者以外の方が申し込む場合は委任状) ※ただし、前住居で口座振替をご利用されていた方は、転居先でも引き続き同じ口座をご利用いただけ ます。使用開始・中止のお申し込みの際、一緒にお申し付けください。 詳細は、上記【上下水道お客様サービスセンター】にお問合せください。

## 静岡市役所

窓口	新館3階 静岡市まちづくり公社（市営住宅）	054-221-1253
市営住宅の入居者全員が転居する場合	返還届の提出（退去する15日前まで。用紙は静岡市役所新館3階静岡市まちづくり公社にあります。） 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 名義人の口座番号等のわかるもの <input type="checkbox"/> 転居先の住所と電話番号	
市営住宅の名義人が転居する場合	静岡市役所新館3階静岡市まちづくり公社へお問い合わせください。	
同居人が転居する場合	異動届の提出（用紙は静岡市役所新館3階静岡市まちづくり公社にあります。） 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 世帯全員が記載されている住民票の写し（転居者に×印のついているもの、続柄・本籍記載）	
転居者が市営住宅に同居する場合	同居の承認基準がありますので静岡市役所新館3階静岡市まちづくり公社で確認してください。 ※持参するものはそのときに説明します。	
窓口	新館13階 廃棄物対策課	浄化槽推進係 054-221-1264
し尿くみ取りを新規に始める場合、廃止する場合、または、し尿くみ取りをしている家庭で人数が変更になる場合	【届出人】本人または家族（電話でも可）	
窓口	新館14階 高齢者福祉課	高齢者支援係 054-221-1201
外国人高齢者福祉手当を受けている人（S7.4.1以前に生まれ、住民登録されており、かつ所得要件等あり）が転居した場合	手続きが必要ですので、【高齢者福祉課 高齢者支援係 054-221-1201】へご連絡ください。	
窓口	新館15階 市民自治推進課	自治活動支援係 054-221-1265
戦傷病者手帳を持っている人が転居した場合	戦傷病者異動等届を提出 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 転居したことが確認できる住民票の写し <input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類	
窓口	新館15階 戸籍管理課 灵園・斎場係	054-221-1297
愛宕・沓谷・沼上・清水大平山靈園の利用者（名義人）が転居した場合	届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し、市営墓地利用者住所変更届出書を送付いたします。 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 市営墓地利用者住所変更届出書 <input type="checkbox"/> 新住民票 <input type="checkbox"/> 市営墓地利用許可証 ※後日、提出または郵送していただきます。 ※清水大平山靈園ご利用の方は、清水区役所4階 地域総務課での手続きとなります。	
市営納骨堂利用者が転居した場合	届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し、納骨堂利用者住所変更届出書を送付いたします。 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 納骨堂利用者住所変更届出書 <input type="checkbox"/> 新住民票 <input type="checkbox"/> 納骨堂利用許可証 ※後日、提出または郵送していただきます。	

## 庁舎外

## 窓口 動物愛護センター

犬の飼い主として登録してある人が  
転居した場合 **【届出人】 本人または家族（電話でも可）**  
※マイクロチップが装着された犬の場合、市への届出が不要になる場合があります。

(連絡先) 動物愛護センター

動物愛護第1係	静岡市葵区産女953番地	(葵区・駿河区)	054-278-6409
動物愛護第2係	静岡市清水区役所2階	(清水区)	054-354-2403
蒲原支所地域振興係	静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号	(清水区蒲原)	054-385-7730

## 窓口 市立図書館各館

図書館資料を借りたい場合 **【届出人】 本人または家族**  
**【持ち物】**  現住所、名前、生年月日が確認できる証明書（例：免許証、マイナンバーカードなど）  
 ※電子申請サービスからも申請が可能です（証明書の画像の添付が必要です）

(図書館連絡先)

中央図書館	054-247-6711	北部図書館	054-653-1817	御幸町図書館	054-251-1868
麻機分館	054-248-5035	藁科図書館	054-278-4100	美和分館	054-296-6501
南部図書館	054-288-2151	清水中央図書館	054-354-1331	西奈図書館	054-265-2556
清水興津図書館	054-360-4311	長田図書館	054-259-7878	蒲原図書館	054-388-3456

## 窓口 保健所総務課 疾病対策係

054-249-3177

特定医療（指定難病）受給者が  
転居した場合 **【届出人】 本人または家族** ※まずは、担当者にお問合せください。

**【持ち物】**  特定医療（指定難病）受給者証  
※加入している健康保険の種類により、別途書類が必要となる場合があります。

小児慢性特定疾病医療受給者が  
転居した場合 **【届出人】 本人または家族**

**【持ち物】**  小児慢性特定疾病医療費医療受給者証  
※加入している健康保険の種類により、別途書類が必要となる場合があります。

自立支援医療（育成医療）受給者  
が転居した場合 **【届出人】 本人または家族**

**【持ち物】**  自立支援医療受給者証（育成医療）  
※加入している健康保険の種類により、別途書類が必要となる場合があります。

未熟児養育医療受給者が転居した場合 **【届出人】 家族**

**【持ち物】**  養育医療券

被爆者健康手帳を持っている人が転居した場合 **【届出人】 本人または家族**

**【持ち物】**  被爆者手帳  
 転居したことがわかる住民票の写し  
 被爆者が手当を受けている場合は手当証書  
 本人の振込金融機関の口座番号のわかるもの

窓口	感染症対策課 予防接種係	054-249-3173
予防接種シールの発行を受けた人が 転居した場合	<p>予防接種シールの住所欄を保護者が訂正してください。 (旧住所を二重線で消し、余白に新住所をご記入ください。)</p> <p>戸籍・住民票の手続きをした日の翌日以降、保健所、保健所清水支所または各保健福祉センターで、新住所が印字された予防接種シールを発行することもできます。（<a href="#">母子健康手帳を持参してください。</a>）</p>	